

社会福祉法人あらぐさ福祉会
平成26年度 事業報告

1 はじめに

法人事業開始10年目、無認可共同作業所開設30年目の節目にあたる26年度は、利用者の人格尊重と権利擁護、職員のやりがいと労働条件を検討・見直す契機となりました。そのなかで、法人の原点を問いながらの組織的運営に3名の新しい管理職が加わったことは、今後のあらぐさの希望だと言えます。

職員の確保、育成、定着が大きな課題となっていますが、仕事の意味や価値を語り合う、伝える等の工夫、努力が求められた1年でもありました。

2 理念及び基本方針

1. 理念

あらぐさは、「どんなに障害が重くても、乙訓でこの子を育てたい、暮らさせたい」と強く願う親たちが力を合わせて生み出しました。社会福祉法人あらぐさ福祉会は、その願いを引き継ぎ、発展させ、障害者が豊かに安心して暮らせる地域社会をめざします。

○どんなに障害が重くても一人ひとりの人格を尊重します。

○一人ひとりの生き生きとした生活と社会参加活動を通して、人間としての豊かさや生きがいを支援します。

○障害のある人が将来にわたって安心して暮らせる地域社会をめざします。

2. 基本方針

○一人ひとりを大切に、障害の状況に合わせた活動、地域生活づくりをきめ細やかに支援します。

○地域の住民、団体と連携し、交流を深めて協力共同の関係をつくります。

○親亡き後も、誰もが安心して暮らせる「生活の場づくり」に取り組みます。

○「利用者が主人公の施設」を基本に、民主的で地域に開かれた運営をすすめます。

3. 運営の基本

① 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供します。

② 利用者の実態に即した質の高いサービスの提供ができる人材の育成に努めます。

③ 利用者・家族の意向を尊重し、地域の課題に見合った事業運営を行います。

3 法人

1. 事業の経営

(1) 障害者総合支援法に基づく事業

生活介護事業	障害福祉センターあらぐさ	(デイセンターあらぐさ)
就労継続支援B型事業	障害福祉センターあらぐさ	(ワークセンターあらぐさ)
共同生活援助事業	ケアホームかざぐるま	
	ケアホームいろどり	

居宅介護等事業	サポートセンターあらぐさ
短期入所事業	ショートステイいろどり
特定相談支援事業所	相談支援センターみちくさ

(2) 法人本部会議の開催

法人の経営と事業の運営を円滑にすすめ、人事管理等を適切に行うため、理事長、統括事業長、センター長、事務局長で法人本部会議を構成し、原則として月1回火曜日に、延べ15回開催しました。

(3) 理事会、評議員会の開催

法人運営のため、評議員会を4回、理事会を5回開催して、評議員会に12議案、理事会に13議案を提案し、同意、承認を得ました。

また、評議員会に9件、理事会に12件の報告案件を提案し、同意、承認を得ました。

〈平成26年度評議員会の開催状況〉

	開催年月日	定足数(員数)	出席	
第1回	平成26年5月18日(日)	8名(15名)	13名	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第1号議案	平成25年度事業報告及び決算報告について			
(その1)	平成25年度事業報告		原案可決	有
(その2)	平成25年度決算報告		原案可決	有
(その3)	監査結果		原案可決	有

第2回	平成26年8月31日(日)	8名(15名)	14名	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第2号議案	理事及び監事の選任について		原案可決	有
第3号議案	苦情解決第三者委員の選任について		原案可決	有
第4号議案	諸規程の改定について			
(その1)	役員等の費用弁償規則の改定		原案可決	有
(その2)	職員就業規則の改定		原案可決	有
(その3)	給与規程の改定		原案可決	有
(その4)	臨時職員就業規則の改定		原案可決	有

第3回	平成26年12月21日(日)	8名(15名)	14名	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第5号議案	平成26年度資金収支補正予算(第1号)について		原案可決	有
第6号議案	経理規定の改定について		原案可決	有

第4回	平成27年3月22日(日)	8名(15名 欠員1名)	13名	
	付議事項		審議結果	議事録 有無
第7号議案	平成26年度資金収支補正予算(第2号)について		原案可決	有
第8号議案	平成27年度事業計画案及び資金収支予算案について			
(その1)	平成27年度事業計画案		原案可決	有
(その2)	平成27年度資金収支予算案		原案可決	有
第9号議案	退職金制度について		原案可決	有
第10号議案	文書規程の制定について		原案可決	有
第11号議案	諸規程の改定について			
(その1)	育児休業及び育児短時間勤務に関する規則の改定		原案可決	有
(その2)	介護休業及び介護短時間勤務に関する規則の改定		原案可決	有
(その3)	職員就業規則の改定		原案可決	有
(その4)	給与規程の改定		原案可決	有
(その5)	臨時職員就業規則の改定		原案可決	有
第12号議案	管理職の任免について		原案可決	有

〈平成26年度理事会の開催状況〉

	開催年月日	定足数(員数)	出席(書面評決)	
第1回	平成26年5月18日(日)	5名(7名)	7名・監事2名	
	付議事項		審議結果	議事録 有無
第1号議案	平成25年度事業報告及び決算報告について			
(その1)	平成25年度事業報告		原案可決	有
(その2)	平成25年度決算報告		原案可決	有
(その3)	監査結果		原案可決	有

第2回	平成26年8月31日(日)	5名(7名)	7名・監事0	
	付議事項		審議結果	議事録 有無
第2号議案	評議員の選任について		原案可決	有
第3号議案	苦情解決第三者委員の選任について		原案可決	有
第4号議案	諸規程の改定について			
(その1)	役員等の費用弁償規則の改定		原案可決	有

	(その2)	職員就業規則の改定	原案可決	有
	(その3)	給与規程の改定	原案可決	有
	(その4)	臨時職員就業規則の改定	原案可決	有

第3回	平成26年9月11日(木)	5名(7名)	7名(2)・監事2名	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第5号議案	理事長の選任及び理事長の職務代理指名について		選任及び指名	有

第4回	平成26年12月21日(日)	5名(7名)	7名・監事2名	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第6号議案	平成26年度資金収支補正予算(第1号)について		原案可決	有
第7号議案	経理規程の改定について		原案可決	有

第5回	平成27年3月22日(日)	5名(7名 欠員1名)	6名・監事2名	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第8号議案	平成26年度資金収支補正予算(第2号)について		原案可決	有
第9号議案	平成27年度事業計画案及び資金収支予算案について			
	(その1)	平成27年度事業計画案	原案可決	有
	(その2)	平成27年度資金収支予算案	原案可決	有
第10号議案	退職金制度について		原案可決	有
第11号議案	文書規程の制定について		原案可決	有
第12号議案	諸規程の改定について			
	(その1)	育児休業及び育児短時間勤務に関する規則の改定	原案可決	有
	(その2)	介護休業及び介護短時間勤務に関する規則の改定	原案可決	有
	(その3)	職員就業規則の改定	原案可決	有
	(その4)	給与規程の改定	原案可決	有
	(その5)	臨時職員就業規則の改定	原案可決	有
第13号議案	管理職の任免について		原案可決	有

2. 本年度の重点のとりのくみと課題

(1) 利用者への支援の向上と社会的責任

平成25年11月に起きた虐待について、検証委員会、虐待防止委員会を軸に原因究明、研修会、防止対策など全職員で虐待防止にとりくんできました。虐待の原因として、支援方針の不一致、関係者である管理職同士の確執・協力不全を指摘しました。原因の背景として、「ものが言えない」「言っても変わらない」などの閉塞感やあきらめ感、法人事務局の組織的運営（現場の声を正確に把握し機敏な対応をする）に不十分さがありました。今後、虐待防止委員会の定期開催、人格、権利を尊重する支援のあり方の探求、風通しのいい職場づくりをすすめていきます。

利用者の様子から、青年期から壮年期の生きがいへの支援、「高齢化」による機能低下、意欲の減退、発達の退行への支援の検討が求められています。また、家族、養育者の高齢化、介護力の低下などもみられ、制度だけでなく個別事情に応じたトータルな支援の工夫が必要になっています。

27年度4月にデイセンター（生活介護）に新規利用者を迎え、定員未充足を解消しました。

ケアホームいろどりの開所日数増、定員の充足が課題としてあります。課題遂行に職員確保と定着・育成が不可欠です。障害福祉センター、ケアホームとも職員不足は解消しておらず、職員の負担が増大しているのが現状です。

(2) 人材の確保と育成

実習生の受け入れにより、日常の支援に対して客観的な意見や感想を得られる機会となっています。また、法人の理念を知らせ、実際の支援を経験して頂き、福祉の次代の継承の機会になっています。しかし、受け入れ体制に職員負担が加重となることから人数の調整が必要です。

今年度1名の職員がサービス管理責任者の資格を得ました。引き続き、各責任者資格や行動障害、喀痰吸引研修受講など計画的に取得していきます。

今年度もきょうされん事例検討会でのレポート報告にとりくんできましたが、全体としてレポート作成の機会を増やしていきます。いつでも実践論議ができる、身近な職員と気楽に実践の話ができる、その風土が最大の人材育成＝実践力のアップを保障することであり、課題であると考えます。

(3) 組織の運営と職場づくり

デイセンター長、ワークセンター長、相談支援センター長を管理職として登用しました。3名の管理職と統括事業長、法人事務局長、理事長で本部会議を組織・開催してきました。本部会議は、法人全体の事業点検、職場実態の把握など行い、必要な手立てを打ち、法人の心臓部の役割を果たしています。本部会議の主要な議論や方向性については全体職員会議に報告されています。

障害福祉センターでは介護・福祉第三者評価（組織運営、サービス提供内容の透明性、質の向上・改善）を受けました。

今年度より労働安全衛生法に基づく衛生委員会が発足しました。

産業医による職場巡視、メンタルヘルス研修会、休憩時間取得のための職員アンケート調査等、全職員の健康と安全を確保するため、労働条件、職場環境の改善にとりくんでいます。また、休職から復職する職員のための復職支援計画を策定しました。休職期間中に、本人の希望と主治医の意見に基づき実施する「ならし出勤」や、復職後支援プランも実施されています。今後、予防対策に力を入れ、メンタル疾患で苦しめない職場をめざします。

長年とりくんでいるカタログ販売や花卉生産などが多忙化のひとつの要因になっています。カタログや花卉生産の目的を見直し、職員のモチベーションを下げずに仕事を減らす方向で検討を続けます。あわせて「仕事が勤務時間内に終わらない」「頑張りを認めてもらえない」「子育てができる職場だろうか」等の声を真摯に受け止め、労働条件、職場環境の改善を図ります。

- (4) 平成27年度の新会計基準導入にむけた、会計システムの導入と経理規程の改定
新会計システムを導入し、経理規程の改定をしました。

- (5) 地域との連携

乙訓圏域障がい者自立支援協議会と共催し、介護職員初任者研修課程講座（旧ヘルパー2級課程）を開催し、地域の障害者の生活を支える担い手を9名養成しました。

法人として5年にわたり講座を実施してきましたが、次年度は別の法人が担当することになりました。法人として講師派遣など引き続き協力していきます。

利用者の製品を「ほっこりんぐ」（長岡京市役所での販売）や「たけのこフェスタ」など観光協会主催の行事、ガラシャ祭りなどに出店し、地域の人たちとの交流の機会になりました。

後援会主催の「みんなおいでよーあらぐさひろば」に地域の団体も参加し、500名以上が集い、交流を深めました。

- (6) あらぐさ開設30周年事業の検討

事業検討をする組織を発足するに至りませんでした。本部会議や、センター長・主任・副主任会議では、「原点をきちんと学ぶこと、利用者、地域の声から学ぶこと、あらぐさからの政策提言（あらぐさの地域支援構想）などの提案をしました。

4 生活介護事業

就労継続B型事業と以下の事業を共同で行いました。

- ・ 大原野の温室での花卉生産
1年を3クールに分け、温室での生産活動を行いました。
- ・ 作品展「創」の企画運営
12回目を迎えた今回のテーマは「ガーデン」でした。たくさんの地域の方にご来場いただきました。
- ・ 夏と冬のカatalog販売
利用者代表の販売促進部とともに、給料、分配金の確保、地域へのあらぐさ製品アピール

の目的で取り組みました。

〔デイセンターあらぐさ1〕

- ・ デイセンター1の作品展「奇蹟的羊」を開催しました。施設近くのアトリエをお借りすることにより、利用者が積極的に店番等で参加できるよう配慮しました。
- ・ 大山崎町や近江八幡市の雑貨店にて製品を委託販売させていただくことができました。フェルト製品や染め製品で好評をいただいています。
- ・ デイセンター独自のカタログ「テキテキの旅」を作成し、地域のみなさんとのつながりを作ることができました。
- ・ 分配金を毎月1000円支給し、利用者一人ひとりのペースや楽しみに合わせた、個別外出を行いました。

〔デイセンターあらぐさ2〕

- ・ 「ほっとはあとセンター」、「宇治ハンドメイドショップ」などへ製品の委託販売、受注販売を行いました。
- ・ 施設外に畑を借りて野菜作りに取り組みました。できた野菜はご家族に向け販売を行ったり、食品加工にて切り干し大根等を作りました。
- ・ 城山共同作業所さんのご協力のもと、原木しいたけの生産を行いました。
- ・ 地域での活動として、「あらぐさ☆はなさか隊」は、ボランティアロードの花壇に花や植木を植え、水やりなど手入れを行いました。

1. 事業内容

利用者の心身の状況に応じ、介護及び日常生活上の支援、訓練、創作的活動、生産的活動等を行い利用者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援を行いました。

(1) 利用定員

サービス提供単位1 30名（現員 29名）

サービス提供単位2 20名（現員 20名）

(2) 営業時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時30分～午後4時まで

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日、振替休日

夏期休所日 8月13日・14日・15日

年末年始休所日 12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日

(4) 日課

9:30	登所（徒歩・送迎車利用）
9:45	朝の会、体操
10:00～12:00	午前の活動
12:00～13:30	給食、休憩、口腔ケア
13:30～15:30	午後の活動
15:30～16:00	帰宅準備
16:00	帰宅（徒歩・送迎車利用）

(5) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し支援を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 一人ひとりの障害の状況に応じて、生産的活動、創作活動、社会生活・社会体験等に取り組みました。
- ④ 利用者の健康維持のために、内科健診、歯科健診、口腔ケアに取り組みました。また、必要に応じて主治医訪問や理学療法士等と連携して支援ができるようにしました。
- ⑤ 相談支援事業所と連携し、利用者の地域生活を支援しました。

(6) 職員研修

- ① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめました。
- ② 「気づき、考え、行動する」職員育成をすすめました。
- ③ 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規定の整備を行いました。
- ④ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめ学習の支援をしました。
- ⑤ 新人職員を迎える中で、日々の業務を丁寧に伝え職員の育成に努めました。

(7) 地域との連携

- ① 地域に発信する作品展に取り組みました。(奇蹟的羊・創)
- ② 積極的に見学・実習を受け入れ、地域に開かれた施設をめざしました。
- ③ 地域の行事・催しに積極的に参加し地域との交流を深めました。
- ④ 障害者福祉の向上をめざし、他団体との連携、運動に取り組みました。

2. 職員体制

(1) 管理者	1名 (常勤・兼務)
(2) サービス管理責任者	3名 (常勤・兼務)
(3) 医師	1名 (非常勤)
(4) 歯科医師	1名 (非常勤)
(5) 看護職員	1名 (常勤)
(6) 生活支援員	35名 (常勤24名・兼務3名 非常勤7名)
(7) 生活介護員	3名 (非常勤)
(8) 事務職員	3名 (常勤・兼務1名 非常勤2名)

3. 課題

- ① 利用者の希望や家族の意向を反映した「個別支援計画」に基づいた支援を実施し、より充実していきます。
- ② 自閉症や重度の知的障害の学習を深め、利用者の将来を見通したより豊かな支援となるように、職員集団の力量を高め日課や活動の系統的な実践を組み立てます。
- ③ 利用者が安全で安心して通所できるよう、感染予防など日常的な危機管理を引き続き強めます。

5 就労継続支援B型事業

〔ワークセンターあらぐさ〕

クッキー工房は、受注販売が多く、ほぼリピーターの方の注文になってきています。26年度は、急速冷却器を導入し、作業効率をアップさせました。

さをり工房は、5月西山アトリエ展、10月なかなかの森でストール展、11月大阪のとおきのさをり展に出展をしました。委託販売も定期的に入れ替えを行いました。

一泊旅行は、愛知県のリニア鉄道館やトヨタ博物館、オレンジパークでメロン狩りをしました。

1. 事業内容

利用者に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な技術等が獲得できるよう支援を行いました。

(1) 利用定員 10名 (現員 10名)

(2) 営業時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時20分～午後4時まで

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日、振替休日

夏期休所日 8月13日・14日・15日

年末年始休所日 12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日

(4) 日課

9:20	登所 (送迎車、自転車、徒歩)
9:20～12:00	朝の会、午前の活動
12:00～13:00	給食、休憩、口腔ケア
13:00～15:30	午後の活動
15:30～16:00	作業片付け、帰宅準備
16:00	帰宅(送迎車、自転車、徒歩)

(5) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 一人ひとりの障害の状況に応じて、生産活動での支援方法を考え、生産収入914万円 (菓子製造581万円 さをり織り295万円 その他作業38万円) を得ました。
- ④ 工賃規定に基づき、工賃を支給しました。
- ⑤ 公共交通機関の利用で社会見学 (京都市動物園) や旅行 (愛知県 6月12日1日) 等を通じて、社会でのルールやお金の使い方を学び経験することを支援しました。
- ⑥ 利用者の健康維持のために、内科健診、歯科健診、口腔ケアに取り組みました。

(6) 職員研修

- ① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめていきました。
- ② 「気づき、考え、行動する」職員育成をすすめました。

- ③ 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規定の整備を行いました。
- ④ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめる学習の支援をしました。
- ⑤ 新人職員を迎える中で、日々の業務を丁寧に伝え職員の育成に努めました。
- ⑥ 相談支援事業所と連携し、利用者の地域生活を支援しました。

(7) 地域との連携

- ① 地域に発信する作品展に取り組みました。(貸ギャラリーでの作品展、創)
- ② 積極的に見学・実習を受け入れ、地域に開かれた施設をめざしました。
- ③ 地域の行事・催しに積極的に参加し地域との交流を深めました。
- ④ 地域で求められる製品づくりをめざしました。

2. 職員体制

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 管理者 | 1名 (常勤・兼務) |
| (2) サービス管理責任者 | 1名 (常勤・兼務) |
| (3) 職業指導員 | 4名 (非常勤4名) |
| (4) 生活支援員 | 3名 (常勤2名・兼務1名) |
| (5) 事務職員 | 3名 (常勤・兼務1名 非常勤2名) |
| (6) 看護職員 | 1名 (常勤・兼務) |

3. 課題

- ① 「就労継続支援B型事業」をより充実させるため、利用者の希望や家族の意向にそって作成する「個別支援計画」に基づいた支援をすすめることや個別支援計画の内容が適切に実施されているかを判断できる記録の仕方や様式について検討します。
- ② 製品の販路の拡大とともに、利用者の就労に向けた支援のあり方を検討します。
- ③ 利用者の安全に心がけ、危機管理を強めるとともに、製品の安全対策、商品管理等を学び、対応できるように努めます。

6 共同生活援助事業

〔ケアホームかざぐるま〕

今年度は、開所から13周年を迎えました。4月より契約職員2人体制になり、若干安定した運営が出来ました。しかし3月末には宿直の学生さんが卒業を迎え、来年度も体制の安定を重点に取り組みたいと思っています。また2015年度は消防法が改正になり、スプリンクラー設置が義務になります。今後の建物のあり方も含め、検討課題になっています。

一方、利用者の生活は安定しており、週末帰省は継続しています。

1. 事業内容

利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供しました。

- (1) 利用定員 4名

(2) 開所日 日曜日～土曜日

ただし、5月4日・5日、8月14日・15日・16日

12月28日・29日・30日・31日、1月1日・2日・3日は休所日

(3) 日課

7:00	起床 洗面 朝食
8:45	通所
16:15	帰宅
18:00	夕食
19:00	入浴
22:30	就寝

※利用者により異なる

(4) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 家庭や相談支援事業所、通所する施設・事業所、居宅介護事業所等と連携をとりながら、自立生活への支援をすすめました。
- ④ 利用者の健康と安全に留意し、心地よい生活が送れるよう努めました。

(5) 職員研修

- ① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめていきました。また、バックアップ施設との連携・協力をすすめました。
- ② 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規定の整備を行いました。
- ③ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめ学習の支援をしました。
- ④ 職員の勤務シフトを確立するため、人材確保に努めました。

2. 職員体制

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 管理者 | 1名 (常勤・兼務) |
| (2) サービス管理責任者 | 1名 (常勤・兼務) |
| (3) 世話人 | 1名 (常勤) |
| (4) 生活支援員 | 6名 (常勤・非常勤) |

【ケアホームいろいろ】

利用者がこれまで築いてこられた地域での暮らしやご家族と過ごす時間も大切にしながら、運営しました。利用者個々の体調や生活のペースに合わせて、ホームでの暮らしに慣れていただくことを基本にしました。安定した運営体制をつくるために、開所日を縮小して運営しました。1年間、職員体制の補充と職員の勤務負担の軽減を図り、働き続けられる環境整備に努めました。また、必要に応じて備品の購入や修繕など、暮らしやすさと生活の環境整備にとりくみました。

1. 事業内容

利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供しました。

(1) 利用定員 27名 (利用者26名)

(2) 開所日 月曜日～金曜日

ただし、祝日、振替休日及び8月13日・14日・15日、12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日は休所日

(3) 日課

7:00	起床 洗面 朝食
9:00～	通所
16:15	帰宅
18:00	夕食
19:00	入浴
21:00～	就寝

※利用者により異なる

(4) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 家庭や通所する施設・事業所、居宅介護事業所等と連携をとりながら、自立生活への支援をすすめました。
- ④ 利用者の健康と安全に留意し、心地よい生活が送れるよう努めました。

(5) 職員研修

- ① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめました。また、バックアップ施設との連携・協力をすすめました。
- ② 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規定の整備を行いました。
- ③ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめ学習の支援をしました。
- ④ 職員の勤務シフトを確立するため、人材確保に努めました。
- ⑤ 新人職員を迎える中で、日々の業務を丁寧に伝え職員の育成に努めました。

2. 職員体制

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 管理者 | 1名(常勤・兼務) |
| (2) サービス管理責任者 | 2名(常勤・兼務) |
| (3) 世話人 | 7名 |
| (4) 生活支援員 | 43名 |
| (5) 事務員 | 2名(非常勤) |

共同生活援助事業の課題

- ① 障害のある人の地域での暮らしを支える職員の確保と育成に努めます。
- ② 13年目を迎えるかぎぐるまの利用者、3年目を迎えるいそどりの利用者、それぞれの状況に合わせた個別支援計画を作成し、地域生活のより充実をめざします。
- ③ 事業が継続して運営できるように、施設設備の修繕を計画的にすすめていきます。スプリンクラー設置の検討をすすめます。

7 居宅介護等事業

〔サポートセンターあらぐさ〕

1. 事業内容

利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスを提供できるよう、居宅介護計画に基づき、生活の安定や向上への支援をすすめました。

(1) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～日曜日 ただし、12月29日より翌年1月3日は休業日
 受付営業時間 午前8時30分～午後5時30分（月曜日～金曜日）
 サービス提供時間 午前7時～午後10時

(2) 居宅介護等の内容

居宅介護 ①身体介護 ②家事援助 ③通院介助 ④通院等乗降介助
 重度訪問介護 行動援護 移動支援

(3) 具体的な支援

- ① 利用者が自宅において日常生活や社会生活が営むことができるよう、入浴、排泄または食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行いました。
- ② 利用者の生活向上のため、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携に努めました。

〈平成26年度サポートセンターあらぐさ実績〉

	身体介護		行動援護		重度訪問介護		移動支援	
4月	829.5時間	29人	86時間	13人	877.5時間	10人	120時間	17人
5月	808時間	29人	84時間	14人	876時間	10人	145時間	19人
6月	841時間	29人	87時間	13人	950.5時間	10人	127.25時間	17人
7月	888時間	29人	92.5時間	14人	995時間	10人	120.25時間	16人
8月	678.5時間	28人	87時間	14人	759.5時間	10人	118.5時間	16人
9月	794時間	30人	100.5時間	15人	863時間	10人	120.5時間	18人
10月	830時間	28人	87.5時間	14人	962時間	10人	125時間	18人
11月	738.5時間	30人	95時間	15人	827.5時間	10人	138時間	17人
12月	726.5時間	28人	73時間	14人	809時間	10人	117.75時間	18人
1月	750.5時間	28人	87時間	15人	860.5時間	10人	119.5時間	18人
2月	731時間	28人	94時間	15人	824時間	10人	116.5時間	18人
3月	866時間	27人	71.5時間	14人	987時間	10人	108.75時間	17人
合計	9481.5時間	343人	1045時間	170人	10591.5時間	120人	1477時間	209人

(4) 職員研修

- ① 利用者の生活充実とサービスの質の向上のため人材の育成に努めました。
- ② 障害福祉センターあらぐさ、ケアホームいろどりとの連携・協力をすすめました。
- ③ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめました。
- ④ 定期的にヘルパー会議を行い、業務の質の向上をめざしました。

2. 職員体制

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 管理者 | 1名 (常勤・兼務) |
| (2) サービス提供責任者 | 3名 (常勤・兼務) |
| (3) 従業者 | 23名 (登録ヘルパー) |

3. 課題

- ① 土・日曜日のガイドヘルプのヘルパー派遣希望が多くありますが、利用希望に対して派遣できるヘルパーが不足している状況です。ヘルパーの増員をはかり利用希望に対応できるように努力します。
- ② 現任ヘルパーの研修をすすめることで、より利用者にあった支援ができるようにしていきます。

8 短期入所事業

[ショートステイいろどり]

障害特性に応じた構造や空間、設備を備えた4棟のケアホームいろどりに併設された居室において、自立生活への訓練や家族のレスパイトのための場を提供しました。

ケアホームの併設事業のため、受け入れはホーム開所日に限定して運営しました。昨年度は2泊3日での受け入れをしてきましたが、ショート体制の職員拡充が予定数に満たなかったため、26年度の利用は毎月1回1泊2日でお願いすることになりました。

安定運営のためショート対応職員の増員や申込方法の改善等に取り組みました。

1. 事業内容

障害者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭において、居宅での生活が一時的に困難になった際に対し、短期的な日常生活上の支援等を行いました。

(1) 利用定員

6名

(2) 営業日及び営業時間

月曜日16時～金曜日9時半まで ※ただし、ケアホームいろどり開所日にかぎる

(3) 26年度利用実績 (利用者数185名、利用日数372日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月
人	14	17	13	15	15	14	15	16	16	17		16	17
日	29	34	26	30	30	28	30	32	32	34		32	35

2. 課題

- ① 専任者の配置（コーディネーター等）
- ② 地域利用者の対応（送迎車両の活用）
- ③ 法人外の利用希望者の受け入れ

9 特定相談指定事業

〔相談支援センターみちくさ〕

平成27年4月で事業開始から1年半が経過し、計画相談契約者数は30名となりました。計画相談支援の他に、基本相談支援も行っています。平成26年度も乙訓圏域障がい者相談支援事業所連絡会へ参加し、毎月の情報交換・計画相談説明会等の出席等を行いました。

1. 事業内容

(実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画	5	3	1	0	2	3	1	3	1	1	2	1
継続	5	3	6	4	2	6	5	5	4	5	6	5

(利用者内訳)

	人 数
長岡京市	24
向日市	6
大山崎町	0
合計	30

(職員研修)

- ・ 災害時要配慮者支援制度勉強会（長岡京市）
- ・ 障がい者福祉相談支援業務従事者初任者研修（乙訓障がい者基幹相談支援センター）
- ・ 乙訓障がい者虐待防止研修会（乙訓障がい者虐待防止センター）
- ・ 研修会「サービス等利用計画と個別支援計画による支援」（乙訓圏域障がい者自立支援協議会）等々

2. 課題

- ・ 1名の職員が、滞りなく基本相談・計画相談・請求実務等を進められるようにします。
- ・ 2市1町それぞれの考え方や計画作成の進捗状況等を把握するために、他相談支援事業所・相談支援専門員間の連携を深めます。
- ・ 相談支援専門員の専門性向上のために、必要な研修を行います。

10 在宅重度心身障害者緊急一時保護支援事業

あらぐさ利用者の家族が、病気等により利用者の介護が困難な場合に利用者を一時的に保護する等、家族の負担を軽減するため、長岡京市在住者には、「長岡京市在宅重度心身障害者緊急一時保護支援事業」の委託事業として延べ3名で、12時間の対応を行いました。また、向日市、大山崎町在住者には、法人事業として「利用者の緊急一時保護・時間延長要項」に基づき、延べ4名で、8時間の緊急時対応を行いました。

11 障がい者虐待防止一時保護事業

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されたのに伴い、2市1町と事業契約をしました。地域で一時保護が必要な虐待ケースが発生した場合に市、町からの要請に伴い事業を行います。